平成２１年（フ）第３１２８号
札幌市西区西野４条４丁目８番２号　ＫＨハウス205号
債務者　伊藤　正和
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３８号
札幌市手稲区前田10条11丁目３番７号　キャロル前田101号
債務者　津嶋　貴子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８２号
札幌市東区伏古８条４丁目６番20号　カクハイツＮｏ２―102号
債務者　酒井　隆将
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８６号
札幌市中央区南12条西13丁目２番36号　サーラ山鼻501号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０５号
札幌市白石区菊水８条３丁目８番23号
債務者　坂村久美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０６号
札幌市西区発寒13条３丁目７番26―306号
債務者　平井　麻美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０９号
札幌市白石区菊水２条１丁目７番28号　マンションかとう21―201号
債務者　奈良　憲一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６１号
札幌市白石区平和通５丁目北１番１―315号
債務者　定免　達也
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６２号
札幌市白石区平和通５丁目北１番１―315号
債務者　定免るみ子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９５号
札幌市北区屯田５条３丁目４番１号　ハイツステラ103号
債務者　武田基惠子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３１７号
札幌市北区北25条西３丁目３番１―1202号
債務者　渡辺　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２４号
札幌市北区北25条西４丁目２番５―609号
債務者　畠山加津子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３４号
札幌市東区北33条東10丁目５番16号　光伸ビル
債務者　稲葉　崇浩
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３７号
札幌市西区山の手６条１丁目２番６号　メゾンドノームＢ―203号
債務者　田中千鶴子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４号
北海道滝川市幸町１丁目６番８号
債務者　山下ちか子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
北海道滝川市黄金町東１丁目16番27号　ｆｉｔ105号室
債務者　平野喜美子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
北海道滝川市扇町３丁目１番45号
債務者　北川　尚寛
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係